

重要事項説明書

医療法人社団仁水会
居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部 おがわ

I. 事業の目的及び運営の方針

1. 事業の目的

医療法人社団仁水会が開設する居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部 おがわ（以下「事業所」といいます）が行う居宅介護支援の事業（以下「本事業」といいます）の適正な運営を確保するために人事及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) 本事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 本事業は、利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。
- (4) 本事業の運営にあたっては、市町村、医療機関、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

II. 事業者（法人）・事業所の概要

1. 事業者（法人）の概要

名称： 医療法人社団仁水会
代表者名： 清水 寛
所在地： 住所： 〒869-0532
熊本県宇城市松橋町久具323番地1
TEL：0964-32-2207
FAX：0964-33-5693

2. 事業所の概要

名称： 居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部 おがわ

所在地： 住所： 〒869-0605

熊本県宇城市小川町南部田131番地1

TEL：0964-43-5512

FAX：0964-43-5513

事業所番号： 4372301053

3. 事業所の職員体制

事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人(兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任介護支援専門員 1名以上(うち1人は管理者と兼務)

(3) 介護支援専門員 3人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

介護支援専門員1人当たりの担当利用者数を35人とする。

4. 事業所の営業日と営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日：月曜日～土曜日（12/31～1/3は除く）

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

上記の営業日の他、電話による緊急時の対応が可能な体制をとっています。

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業地域は、宇城市、宇土市、八代郡氷川町、八代市、熊本市南区城南町です。

Ⅲ. 居宅介護支援事業の提供内容

居宅介護支援事業の内容は次の通りです。

1. 要介護更新認定の申請代行

2. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

『熊本県介護支援専門員アセスメント様式』を用い、課題を把握します。

利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。

3. 給付管理業務

4. サービス事業者との連絡、調整。介護保険施設等への紹介

指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、居宅介護支援の提供開始時、ケアプランの見直し時に説明いたします（別紙1）。

5. 医療機関との連携

利用者が医療機関に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援していきます。

利用者が医療機関に入院する必要があるときは、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えていただきますようお願いいたします。

6. 障害福祉制度の相談支援員との連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等は特定相談支援事業者との連携に努めます。

7. その他利用者の自立に必要な援助

IV. 居宅介護支援サービスの利用料、交通費

1. 利用料

居宅介護支援サービスの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準（別紙2）に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。ただし保険料の滞納等により、介護保険給付が行われない場合は、利用者に1ヶ月につき居宅介護支援にかかる費用を請求することがあります。利用料をお支払いいただいたときには引き換えに指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行いたします。

2. 交通費

通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援に要した交通費については、それに要した交通費についてその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費については、1kmあたり10円を徴収いたします。

V. 緊急時における対応方法

介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族等緊急連絡先や主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をします。

VI. 苦情相談等への対応方法

1. サービス内容に関する苦情等の相談窓口

事業所内の相談窓口	窓口責任者	平野 順子
	ご利用時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30
	ご利用方法	電話：0964-43-5512
		FAX：0964-43-5513 面接：当事業所相談室

*次の公共機関においても苦情申し出が出来ます。

行政の相談窓口	お住まいの市町村の介護保険係が窓口となります。	
熊本県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号 (熊本県市町村自治会館内)
	電話番号	096-365-0329
	FAX	096-214-1105

VII. 秘密保持

1. 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は漏らしません。
2. サービス担当者会議等において、利用者やその家族に関する情報を用いる必要がある場合は、使用目的等を説明し、同意を得ることとします。（別紙3）

VIII. 感染や災害への対応（業務継続に向けた取り組みの強化）に関する事項

1. 介護サービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供できる体制を整備します。

2. 必要なサービスを継続的に提供するためには、また仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行います。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

IX. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、またまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を職員に周知徹底します。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
3. 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

X. 虐待の防止

事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立つサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、その再発を防ぐため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
3. 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
4. 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます（担当者：管理者とする）。

XI. ハラスメントの防止対策

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において、または外部者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

XII. その他運営に関する留意事項

1. 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対し通知します。
 - (1) 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。
2. 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存します。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団仁水会と事業所の管理者との協議に基づいて、定めるものとします。

以上

居宅介護支援を提供するに当たり、利用者やその家族に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【事業者】	住所	熊本県宇城市松橋町久具 3 2 3 番地 1
	事業者名	医療法人社団仁水会
	事業所名	居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部 おがわ
	事業所番号	4372301053
	代表者	清水 寛
	説明者	

私は、本書面により、事業者からの居宅介護支援の利用に際し、重要事項の説明を受けました。また、個人情報の保護についても説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住所
	氏名
【利用者代理人】	住所
	氏名
	続柄

私は、家族の個人情報の利用についても説明を受け、同意しました。

【家族代表者】	住所
	氏名
	続柄

重要事項説明書 別紙1

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況（令和6年度後期、令和6年9月～令和7年2月）

- ① 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	26.96%
通所介護	34.22%
地域密着型通所介護	17.65%
福祉用具貸与	66.02%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護

1. ヘルパーステーション豊福（株式会社優光）	20.62%
2. ニチイケアセンター宇城（株式会社ニチイ学館）	13.00%
3. ヘルパーステーション米之家（株式会社八十八）	12.11%

通所介護

1. デイサービスセンターきらら（社会福祉法人熊本厚生会）	31.10%
2. 白百合デイサービスセンターいこい（社会福祉法人熊本白百合会）	8.83%
3. JAうきうきデイサービス陽日（熊本宇城農業協同組合）	8.48%

地域密着型通所介護

1. 通所介護ふれあい倶楽部（医療法人社団仁水会）	54.79%
2. デイサービス豊福（株式会社優光）	29.45%
3. デイサービスセンター太郎（社会福祉法人日岳会）	4.11%

福祉用具貸与

1. 有限会社ひまわり	45.42%
2. 有限会社カインドケア	43.59%
3. ケアパーク熊本南店（ケアパーク株式会社）	3.29%

別紙 2. 居宅介護支援サービスの利用料

居宅介護支援費(Ⅰ)

要介護 1, 2	1, 0 8 6 単位
要介護 3, 4, 5	1, 4 1 1 単位

加減算

加減算項目	加減算単位	備考
初回加算	3 0 0 単位／月	新規サービス計画作成時
特定事業所加算(Ⅰ)	5 1 9 単位／月	主任介護支援専門員 2 名以上、専従常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置等の算定要件有
特定事業所加算(Ⅱ)	4 2 1 単位／月	主任介護支援専門員 1 名以上、専従常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置等の算定要件有
特定事業所加算(Ⅲ)	3 0 9 単位／月	主任介護支援専門員 1 名以上、専従常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置等の算定要件有
特定事業所加算(A)	1 0 0 単位／月	主任介護支援専門員 1 名以上、常勤の介護支援専門員 1 名以上、非常勤の介護支援専門員 1 名以上等の算定要件有
特定事業所医療介護連携加算	1 2 5 単位／月	退院・退所加算の算定にかかる病院等との連携回数が年間 3 5 回以上、ターミナルマネジメント加算を年間 1 5 回以上等の算定要件有
入院時情報提供連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	2 5 0 単位／月 2 0 0 単位／月	(Ⅰ)入院当日、(Ⅱ)3 日以内に医療機関に情報提供した場合
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	4 5 0 単位	連携 1 回、カンファレンス参加無
(Ⅰ)ロ	6 0 0 単位	連携 1 回、カンファレンス参加有
(Ⅱ)イ	6 0 0 単位	連携 2 回、カンファレンス参加無
(Ⅱ)ロ	7 5 0 単位	連携 2 回、カンファレンス参加有
(Ⅲ)	9 0 0 単位	連携 3 回、カンファレンス参加有
通院時情報連携加算	5 0 単位	医師または歯科医師への情報提供。利用者 1 人につき、1 月 1 回の算定を限度とする
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 単位	利用者 1 人につき、1 月 2 回の算定を限度とする
ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0 単位	死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合

運営基準減算	所定単位数の × 5 0 / 1 0 0	サービス担当者会議の未実施、公正中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）ができなかった場合等
	所定単位数は 算定しない	上記減算が 2 か月以上継続している場合
特別地域介護支援加算	所定単位数の + 1 5 / 1 0 0	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の + 1 0 / 1 0 0	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の + 5 / 1 0 0	
特定事業所集中減算	－ 2 0 0 単位/月	特定のサービス事業所利用の割合が 8 割以上
業務継続計画未策定事業所に対する減算	所定単位数の － 1 / 1 0 0	業務継続継続計画未実施の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の － 1 / 1 0 0	虐待防止委員会の設置、担当者の設置がされていない場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の － 1 / 1 0 0	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や指針の整備、研修が行われていない場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の － 5 / 1 0 0	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、または同一建物に居住する利用者のケアマネジメントを行った場合

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、基本報酬の算定を行うことがあります。

別紙3.

個人情報利用目的

医療法人社団仁水会（以下、「法人」という。）における個人情報の利用目的は以下の通りです。

《サービス提供に伴う利用目的》

- ・ 利用者等に提供する介護サービス
- ・ 他のサービス事業者、医療機関との連携
- ・ 他のサービス事業者、医療機関からの照会への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ ご家族等への病状・心身状態等の説明
- ・ その他、利用者に係る事項

《介護報酬等の請求のための事務》

- ・ 法人での介護保険、公費負担に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払い機関へのレセプト等の提出
- ・ 審査支払い機関または保険者等からの照会への回答
- ・ その他、利用者への介護保険事務に関する利用

《管理・運営業務》

- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 損害賠償に係る保険会社等への相談または届出等
- ・ 当該利用者への介護・医療サービスの向上

《その他の利用目的》

- ・ 福祉・介護・医療サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 介護の質の向上を目的とした事例研究等
- ・ 外部監査機関等への情報提供

※上記のうち、他の事業者・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。なお、お申し出がないものについては、同意いただけたものとしてお取扱い致します。